

都城市立志和池中学校

部活動の在り方に関する方針

令和3年 4月

1 志和池中学校の部活動の方針

都城市立志和池中学校の部活動の在り方に関する方針（以下、「部活動の方針」という）は、「都城市部活動の在り方に関する方針」に則り、本校部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な指導・運営のための体制の整備

- (1) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- (2) 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。文化部顧問もこれに準ずる。
- (2) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高

め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(3) 文化部顧問においては、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(4) 部顧問は、中央競技団体等が作成する「運動部（文化部）活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、(1)～(3)に基づく指導を行う。

(5) 部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
※ バーンアウト：急に意欲を低下させたり投げやりになったりすること

4 運営の基本方針等

(1) 運営の基本方針

部活動は、その組織運営、教育課程への位置付けなど通常の教育活動と性格を異にするものの、生徒の健全な成長において大切な役割をもつ重要な教育活動である。生徒が、学年、学級の所属を離れ、希望する部に入って活動することによって、学校の教育目標の達成を目指し、心と体と技を磨き、情操を豊かにしていくことを目的とする。また、学校は生徒や保護者の願い、地域社会の実態を踏まえて、特色ある活動ができるように努力する必要がある。

このような趣旨を踏まえて、様々な問題の解決と条件の整備に努力し、部活動の望ましい運営がなされるよう全職員の理解と協力が望まれる。

(2) 運営上の留意点

① 入部・退部について

- 1年生の入部にあたっては、【入部届】を提出させ、正式入部とする。
- 2、3年生については、現在の活動を続けるように指導する。
- 1年生は、入学式翌日から4月末日までを体験期間とし、18：00活動終了、18：15下校とする。（正式入部後は上級生と同じ活動時間でも良い。）
- 退部する場合は、本人の意思や理由を聞き、部顧問、学級担任、保護者が話し合い、望ましい指導助言を与える。その後【退部届】を提出させる。

② 指導体制等について

- 部顧問もしくは学校長の認めた外部指導者のもとで活動することを原則とする。
- 部顧問は活動計画等を示し、保護者等との連携を図りながら活動の充実に努める。
- 常に部顧問と学級担任は連携を密にし、効果的な指導に努める。

③ その他について

- 部顧問は活動中、移動中の安全に最大限の配慮をし、事故防止に努める。
- 必要に応じて部顧問会を開き、以下のことについて協議する。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 部活動生の学習や生活について・ 入部届・ 部の経費・ その他 | <ul style="list-style-type: none">・ 部活動での諸問題・ 後援会での諸問題・ 活動場所 |
|---|--|

- 問題行動等が起こった場合は、原則として以下のように指導を行う。
 - ① 反省文を書かせ、1週間以内に各担当職員から個別指導を受けさせる。
 - ② ①と並行して放課後に奉仕活動を行わせる、(顧問判断で昼休みも可)
 - ア 7日間の奉仕活動
主に校則違反に関する問題行動
 - ・ 休日の部活動における自転車通学違反(ノーヘル、二人乗り、並進等)
 - ・ 不要物の持ち込み(スマホ、タブレット、菓子等)
 - イ 7日間の奉仕活動+1ヶ月以内の大会参加見合わせ(部顧問会で審議)
主に触法行為や反社会的行為に関する問題行動
 - ・ 窃盗、喫煙、飲酒等
 - ・ 暴力行為、いじめ等
 - ・ 故意による服装容儀違反(眉そり、特殊な髪型、制服改造等)
 - ・ 故意による器物破損
 - ③ 部室の不適切な使用があった場合は7日~1ヶ月間使用不可とする。期間や対象(個人か部全体か)については、部顧問会を開いて、内容によって判断し決定する。
- 部室の鍵は職員室で一括して管理し、借用した当日中に返却しなければならない。翌日以降に返却する場合は、「鍵貸し出し簿」に記入し、部顧問の責任において借用する。

(3) 適切な休養日等の設定と活動時間

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

① 学期中の休養日の設定

- ア 週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、週末は1日以上)を休養日とする)を設ける。※週末は土曜日及び日曜日を指す。
- イ 第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動をしないこととする。ただし、家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。
- ウ 定期テスト前(5教科以下は3日前から、6教科以上は4日前)、及び、テスト期間中の練習は原則として停止する。ただし、上位大会につながる大会等がある場合には、学校長の許可・保護者の了解・職員会での報告を経て調整程度(1時間以内)の練習を行う事ができる。

② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒に十分な休養をとらせるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。なお、学校閉庁日は原則として休養日とする。

③ 1日の活動時間

ア 長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 部活動の下校時刻は、下記の表の通りとする。ただし、試合前など練習時間を延長する場合、学校長の許可を得た上で保護者の了解をもらい、職員会で報告した後に一定時間延長することができる。ただし、日没後は保護者送迎とする。

時 期	終了時刻	完全下校時刻
4月	18：30	18：45
5月・6月・7月・9月	19：00	19：15
10月	18：30	18：45
11月・12月・1月	18：00	18：15
2月・3月	18：30	18：45